

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野県松本市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童を養育する者に児童手当の支給事務を行う。 ・児童手当の受給資格や支給額の決定事務を行う。
③システムの名称	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報の提供の根拠＞ ○番号法第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42、125、141、161の項 ＜照会ができる根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども若者部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松本市役所こども若者部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松本市役所こども若者部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	松本市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月17日	所属長	こども福祉課長 窪田 京子	こども福祉課長 高山 秀一	事後	
平成29年10月17日	システムの名称	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ながの電子申請サービス	事前	
平成31年3月29日	所属長	こども福祉課長 高山 秀一	こども福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策項目を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和5年2月21日	システムの名称	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ながの電子申請サービス	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ながの電子申請サービス、マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価の定期的な見直しによる修正
令和5年2月21日	I 4②法令上の根拠	<p>&lt;情報の提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第7号及び別表第二(26、30、87の項)</li> <li>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二の主務省令)第19条1号の力、第44条1号の力</li> </ul> <p>&lt;照会かできる根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第7号 別表第一(74、75の項)</li> <li>○別表第二の主務省令第40条</li> </ul>	<p>&lt;情報の提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号及び別表第二(26、30、87の項)</li> <li>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二の主務省令)第19条1号の力、第44条1号の力</li> </ul> <p>&lt;照会かできる根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号 別表第一(74、75の項)</li> <li>○別表第二の主務省令第40条</li> <li>○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23項</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法改正による番号法第19条の号のズレの修正(施行日:令和3年9月1日)</li> <li>・公金受取口座情報に係る情報連携の運用開始に伴う見直し(開始日:令和4年10月11日)</li> </ul>
令和5年2月21日	II 1・2いつ時点の計数か	平成31年3月29日 時点	令和5年2月21日 時点	事後	特定個人情報保護評価の定期的な見直しによる修正
令和7年7月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松本市は、児童手当・特例給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	松本市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	制度改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当・特例給付に関する事務	児童手当に関する事務	事後	制度改正による修正
令和7年7月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童を養育する者に児童手当若しくは特例給付の支給事務を行う。 ・児童手当若しくは特例給付の受給資格や支給額の決定事務を行う。	・児童手当法に基づき、児童を養育する者に児童手当の支給事務を行う。 ・児童手当の受給資格や支給額の決定事務を行う。	事後	制度改正による修正
令和7年7月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、ながの電子申請サービス、マイナポータルびったりりサービス(サービス検索・電子申請機能)	児童手当システム、福祉宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、マイナポータルびったりりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	システム運用見直し
令和7年7月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第一 項番56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条	1. 番号法第9条第1項 別表81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	法改正に伴う変更
令和7年7月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報の提供の根拠> ○番号法第19条第8号及び別表第二(26、30、87の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二の主務省令)第19条1号の力、第44条1号の力 <照会ができる根拠> ○番号法第19条第8号 別表第一(74、75の項) ○別表第二の主務省令第40条 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条23項	<情報の提供の根拠> ○番号法第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42、125、141、161の項 <照会ができる根拠> ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表106、107の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年7月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	こども部こども福祉課	こども若者部こども福祉課	事後	部署名変更
令和7年7月29日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	松本市役所こども部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	松本市役所こども若者部こども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	事後	部署名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松本市役所子ども部子ども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	松本市役所子ども若者部子ども福祉課 長野県松本市丸の内3番7号 0263-33-9855	事後	部署名変更
令和7年7月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年2月21日時点	令和7年7月29日時点	事後	再評価実施
令和7年7月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年2月21日時点	令和7年7月29日時点	事後	再評価実施
令和7年7月29日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載内容変更
令和7年7月29日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載内容変更